

第5章

イスラーム銀行およびパキスタン金融 業界の概要

メフブーブ・ウル・ハッサン



はじめに

パキスタンはムスリム国家として1947年8月にイギリス支配下インドから独立し、独立直後から憲法、司法、経済などのイスラーム化を進めるためにさまざまな対策がとられてきた。建国の父ムハムド・アリ・ジンナーは、1948年7月1日のパキスタン中央銀行の設立式典でイスラームの理念に立脚した経済システムを打ち立てるべきと訴えており、早くから経済のイスラーム化の必要性が認識されていた。1956年憲法の第29条は「一日も早く」利子をなくすことを政府に義務付け、1973年憲法の第38条でも早急に利子を取り除くことが定められているように、銀行・金融部門で利子を排除しイスラーム化を進めることが求められてきた。

経済のイスラーム化を目指す動きは1960年代半ばに始まったが、イスラーム金融制度を導入しようとする動きが本格的になったのは、政治・経済・社会・司法などのイスラーム化とイスラーム法の適用を前面に掲げたジャー・ウル・ハック政権（1977～1988年）の時のことであった。政府は1980年2月にイスラーム経済制度の導入計画を発表した。金融に関しても、政府はイスラーム金融を導入し期限を設定し金融機関から利子を排除することを決めるなど、金融のイスラーム化に向けた動きが一気に強まることとなった。

この時期には、銀行では損益分担の考えにもとづいたムダーラバなどの金融手法が導入され、また無利子金融に対応できるように1962年制定の金融会社法(Banking Companies Ordinance: BCO)が改正されている。さらに、ムダーラバ会社(後述)の設立を認める法律も作られている。こうしたパキスタンの取り組みは、銀行のみならず、投資会社などを含む金融や財政などを広くカバーした包括的なものであり、パキスタンはイスラーム金融を大胆に進める先駆的な国とみなされるようになった。

このように、パキスタンではイスラーム金融の導入が試みられたものの、さまざまな問題や障害があり、結果として、金融の実態はイスラーム金融の理想からは遠く離れた不完全なものとなっていた。そうした状況のなかで最高裁判所シャリーア控訴院は、1999年に、銀行業務の実態では利子をベースにしたものがありシャリーアの規定に反する、とする判決を下した。この判決が転機となり、以後、2000年代に入ってから、政府は改めて利子の排除に努め、イスラーム金融の強化に取り組むこととなった。

本章では、まずパキスタンにおける経済のイスラーム化の実施と発展とそこで起きた問題について検討する。続いて、イスラーム銀行の現状について述べ、ムダーラバ会社などのイスラーム・ノンバンク金融セクターについても検討し、パキスタンのイスラーム金融がたどった発展・展開の軌跡と現状について明らかにする。

第1節 経済のイスラーム化政策の歴史

1. 経済イスラーム化の実施とその進展

イスラームはパキスタンの国教であり、憲法はできるだけ早期の利子撤廃を政府に義務づけている⁽¹⁾。1957年にはイスラーム政策に関する政府の諮問機関であるイスラーム・イデオロギー評議会(Council of Islamic Ideology: CII)が設立され、政府は評議会に提案を求めその提案に沿って経済のイスラーム化を進めることになった。

パキスタンでは、1970年代に入るとイスラーム復興運動が強まった。そうした流れを受けて、ジャー・ウル・ハック政権の時代（1977～1988年）には経済のイスラーム化への取り組みが大きく進展することになる。ジャー大統領は建国の理念への回帰を唱えて、司法、経済、政治のイスラーム化を掲げ、それぞれ「イスラーム的法制改革」、「イスラーム的経済改革」、「イスラーム的政治改革」と呼ぶ政策を実施しようとした。無利子銀行制度はその「イスラーム的経済改革」に含まれる重要な政策であり、具体的には利子の廃止と金融機関のイスラーム化政策が導入されることとなる。ジャー大統領は、1977年9月にイスラーム・イデオロギー評議会に対して、3年以内に利子のない経済体制を作るための青写真を作成することを求め、それを受けて評議会は同年11月に中央銀行の研究者、エコノミストおよび銀行家などからなるパネルを設置して具体的な検討を行うことになった。

一方、中央銀行のイスラーム経済局（Islamic Economics Division）も経済のイスラーム化に取り組んでいたが、1978年にはひとつの勧告案をとりまとめた。そのなかでは、ムダーラバ（Mudaraba: 信託金融）、シャーラカ（Shirka: 共同出資金融）、サラーム（Salam: 商品前払い取引）、ムラーバハ（Murabaha: 商品売買契約・マークアップ契約）などのイスラーム金融方法と、ザカート（Zakat: 喜捨税）とウシュル（Usher: イスラームの穀物税）のイスラーム税制を導入することを勧告している。そして中央銀行は、3年以内に経済から利子を廃絶することを勧告した詳細な最終報告書を、イスラーム・イデオロギー評議会を通じて政府に提出することとなった。評議会でその報告書の検討が始まり、修正を加えたうえで1980年6月15日にその報告書は正式に大統領に提出された（CII [1983: 10]）。

経済のイスラーム化の具体的な動きも始まり、1979年には、国民投資信託（National Investment Trust: NIT）、パキスタン投資公社（Investment Corporation of Pakistan: ICP）、中小企業金融公社（Small Business Finance Corporation: SBFC）の3つの政府金融機関で無利子金融が行われるようになった。

政府は中央銀行とイスラーム・イデオロギー評議会の勧告を受け、1981

年1月1日を期して、国営金融機関すべてをイスラーム化する計画の第1段階に着手した。それにともない、国内の銀行では損益分担制（Profit and Loss Sharing）の預金口座を開設することが認められるようになった。一方で、金融機関の資金運用に関してもイスラーム法に反しない方法、すなわちムシャーラカ、ムダーラバ証券、ハイパーチェズ（後述）で運用されるようになった。

中央銀行は、それまでに導入されていた金融運用方式を含め次の12の金融方式を銀行で利用可能なものとして承認した。もっとも、承認された金融方式のなかでは、イスラーム金融が実施されて間もない時期であったため、過渡的な措置として、実質的には利付きの貸付も認められていた。そのことは、金融のイスラーム化を不完全なものにし、後の問題につながっていく。ここで、その12の資金運用方法を簡単に説明しておこう。

①商取引型金融運用方法（この方法で運用された場合、中央銀行が随時、手数料率の最高、最低限度を決める）(i) マークアップ販売/コスト・プラス販売：はじめに銀行が商品を購入して、一定額を上乗せした価格で顧客に売る。顧客は分割で銀行に支払う。(ii) 商業手形購入/マークダウン（割引）：割引価格による商業手形の買入。(iii) バイバック（買戻）：銀行が顧客から、その顧客に売り戻す条件を付けて動産や不動産を購入する。(iv) 開発手数量契約：銀行から資金を借りて灌漑水路の敷設、植林などを行う。その資金を投入した結果、増収となった場合に、前もって定めた率で収益の一部を手数料として銀行に支払う。(v) リーシング契約（リース）、(vi) ハイパーチェス契約（賃貸・購入契約）：銀行が物品をリースで貸して、リース期間の満了時にその物品を顧客に販売する。

②投資型融資方法 (i) ムシャーラカ（事業参加型契約）：銀行が一時的に当核企業の共同事業参加者となって資金を提供する。その事業を運営して得られた収益は、あらかじめ決められた比率で銀行と経営者に分配される。しかし損失が出た場合は出資比率によって負担する。(ii) ムダーラバ（資本参加型契約）および株式買入、(iii) 参加ターム証券（PTC）⁽²⁾およびムダーラバ証券の買入、(iv) 賃貸料分配方式（住宅資金融資方式）：銀行と投資家が住宅を購入し、その住宅からの賃貸料収入を銀行と投資家が分ける。

③貸付型融資方法 (i) 手数料付無利子貸付：融資に関して銀行は利子をとらないが、経費を上回らない範囲で手数料を徴収する。(ii) 無利子貸付（カルド・ハサン）：無利子、無手数料で行われる融資方法である。借り手の多くは学生や貧しい人々であり、資金の余裕がある時に返済することが認められている。

さらに、中央銀行は1984年の中央銀行通達（BCD Circular No.13, 20 June 1984）で、銀行部門から利子を段階的に廃止する手順についての日程を発表した。まず、1984年7月1日から、銀行は前述の12の金融方式による融資を開始する。1985年1月1日以降は、政府（州政府を含む）、公企業、株式会社（公開・非公開の双方）に対する融資は前述の12の金融方式によらねばならない。そして、1985年7月1日以降は、パキスタン・ルピー建て（以下ルピー）の商業金融に関しては、すべて無利子とする。以上のように宣言されたのであった。

法制度に関しても、無利子銀行業務に関する新しい法的枠組が導入されることになり、1984年銀行業務および金融サービス法（1984年BFS法）と1984年銀行業務管轄裁判所法（1984年BTO法）が公布された。BFS法は法律修正のための法であり、それによって既存の7つの法律が修正され^③、その修正によって中央銀行による新しい金融方法が認められることとなった。

以上のような銀行を中心としたイスラーム金融の実施に加えて、1980年6月20日にはザカート（Zakat：喜捨税）法が発布され、財政面でもイスラーム化の試みが行われた。すべての銀行の貯蓄口座にある資金やその他の金融資産で、ザカート徴収の条件を満たすものに対しては、イスラームの慈善税として2.5%のザカートが課せられ強制的に源泉徴収された。農産物である穀物に対するイスラームの税であるウシュル税（10分の1税）も導入されることになった。もっとも、その適用は1982/83年の収穫まで延期されることとなった（SBP [2004: 624]）。また、ムダーラバ会社の設立について定めたムダーラバ会社法とムダーラバ規則が、それぞれ1980年と1981年に施行されている。

2. イスラーム化の実績・課題と再確立へ向けた動き

パキスタンでは、すでに述べたように、1981年1月1日から銀行の預金で損益分担方式の口座が開設されるようになった。その結果、損益分担方式の預金の総預金に占める比率は、1981年末に9.2%（約9億2600万ルピー）であったものが1985年末には61.1%（330億3000万ルピー）へと大幅に増えている（Ahmed [1987], Mohsin S Khan and Abbas Mirakhor [1987: 15]）。同期間では、この損益分担方式で運用された預金に対する利益配分率は定期預金に対する確定利子より高く、そのことも大幅増加に寄与している。

ジャー・ウル・ハック政権下で行われた経済のイスラーム化の試みは、パキスタンにおける金融のイスラーム化において重大な意味をもつ試みであった。しかし、金融のイスラーム化を実現するためには、法制度の総合的な再検討と変更、会計制度や資金運用にかかわる契約規則の標準化、銀行職員の研修・教育などが必要であり、また全国に存在した9600以上の銀行支店で同時にイスラーム化への移行を実施するためには容易ならざる準備が必要であった。

しかし、政府も銀行家も適切な措置をとることができず、その実施過程にはいくつかの問題点があった。第1には、政府が、漸進的なアプローチを認めずに、急進的なアプローチをとったことがある。社会を構成するいくつかの部分では、この急速かつ全面的な変革に適応するための準備が十分にできていなかった。第2にイスラーム化の内容があまりにも硬直的であったため、国内、国際レベルで行われた金融市場のダイナミックな変化に対応するうえで柔軟性を欠いていたことがある。第3に挙げられるのは、各銀行でも国全体のレベルでも、適切なシャリーア・ポートが存在しなかったことである。第4は、経済のイスラーム化に関わったすべての責任者たちが、イスラーム化で求められていた役割を果たすことができなかったことである。金融スタッフは、イスラーム金融プログラムを成功に導くために必要なイスラーム金融の手法を身につけておらず、倫理教育も全く受けていなかったのであった。

さらに、銀行で実際に行われることになる金融業務の観点からみると、

中央銀行が承認した12の融資方式のなかには、シャリーア規定に反し実質的な利子が含まれているか、イスラーム・イデオロギー評議会の報告で好ましくないとされた、あらかじめ定めた手数料や融資に対する報酬が規定されたものもあった。

以上に加え、ジャー政権末期の1987/88年以降、パキスタン経済は財政赤字の増大、国際収支の悪化、高度なインフレ率など、深刻な問題に直面するようになった。その後の1990年代のブットー政権やシャリーフ政権の下でも、金融制度の非効率と銀行の不良資産の増大という状況はあまり改善されることはなく、政府の手足を縛り、金融のイスラーム化を促進するための措置をとることを難しくした。

政府は法律や制度の変更ではなく、中央銀行の通達など運用によって銀行のイスラーム化を図ろうとしたが、前述のようなさまざまな問題点が金融分野のイスラーム化を妨げ、現実には銀行業務から利子を廃止することはできなかった。したがって金融分野の完全なイスラーム化という当初の目的は、達成されることはなく、多くの課題を残すことになった。やがて、イスラーム金融業務のあり方は、その是非をめぐって裁判所で争われることとなり、1999年に最高裁判所シャリーア控訴院は、銀行業務の実態には利子をベースにしたものがありシャリーアの規定に反する、と判決を下したのであった。

こうした動きを受けて、政府は2000年1月に、経済のイスラーム化に必要な条件を明らかにするための独立した機関として、経済変革委員会を中央銀行内に設立した。ついで政府は、法務省と財務省のなかに、経済のイスラーム化プログラムを支援するためのタスクフォースを設置した。教育のレベルでは、パキスタン銀行協会のカリキュラムにイスラーム経済学とイスラーム金融に関する新しいコースがいくつか追加されたほか、イスラマバード国際イスラーム大学では、イスラーム金融システムに関するトレーナー育成コースが開設され、銀行スタッフに対するイスラーム経済学の教育が開始された。

また中央銀行は、イスラーム金融機関を再建するために新規の政策もいくつか打ち出した。しかし、これらの政策はイスラーム銀行法など特別法

を制定するような法制度の変更ではなく、主に規則の改変によって行われた。具体的には、2001年に中央銀行内に、イスラーム金融の確立と促進のための政策と規則を策定するための独立した部局として、イスラーム銀行部が設置された（SBP [2008a: V-VIII]）。同年には、既存の商業銀行が、イスラーム金融専門の支店およびイスラーム金融窓口を併設した従来型の銀行支店を開設するために必要なガイドラインと規準が策定された。2003年1月にも、中央銀行は民間部門におけるイスラーム銀行設立のための規準を発表している。また、既存の商業銀行がイスラーム金融事業を行う子会社を開設することが認められ、輸出金融制度をシャリーア適格にするための手直しも行われた。同年10月には、イスラーム金融部門の業務内容を検討し監督するためのシャリーア・ボードが中央銀行内に設置された。このシャリーア・ボードは、5人以上のメンバーによって構成され、5人のうち少なくとも2人はシャリーア学者であり、残りは弁護士、会計士、金融の専門家からなっている。

政府と中央銀行が一体となって2000年以降に講じた政策は、いくつかの成果をもたらした。2002年3月20日には、新規のイスラーム専門銀行としてミーザン・イスラーム銀行（Meezan Islamic Bank Limited）が認可を受け、翌2003年から営業を開始した。2003年にはさらに、カイバー銀行（Bank of Kyber）、ムスリム商業銀行（Muslim Commercial Bank）、バンク・アルファラ（Bank Alfalah）の3行も国内でイスラーム金融事業を開始している。

第2節 パキスタンのイスラーム金融市場の現状

1. イスラーム銀行、西洋的銀行のイスラーム金融支店

パキスタンには現在、6行のイスラーム専門銀行があり、各地に展開する472の支店を通じてイスラーム金融サービスを提供している。これらのイスラーム専門銀行のほかに、西洋的銀行14行も、142の支店を通じてイスラーム金融業務を行っている。全国でイスラーム金融業務を行ってい

表1 パキスタンにおけるイスラーム銀行の設立年次と銀行数

	銀行名	銀行数
2003	Meezan Bank	4
	Bank of Khyber	
	Muslim Commercial Bank	
	Bank Alfalah	
2004	Albaraka Islamic Bank	5
	Habib Bank AG Zurich	
	Standard Chartered Bank	
	Metropolitan Bank	
	Soneri Bank	
2005	Habib Bank	2
	Bank Al Habib	
2006	Dubai Islamic Bank	6
	Bank Islami Pakistan	
	ABN Amro (Now RBS) Bank	
	Askari Bank	
	National Bank	
	United Bnk	
2007	Emirates Global Bank	2
	Dawood Islamic Bank	
	合計	19

(出所) パキスタン中央銀行と各銀行資料より筆者作成。

る銀行の支店数は合計 692 となる。2008 年の 514 支店から 178 支店も増加している。現在、イスラーム金融業務を行う銀行支店網は主要都市に広がり、パキスタン国内のビジネスや金融の重要拠点のほぼすべてをカバーしている。

2002 年から 2008 年に至る期間に、イスラーム金融産業全体の総資産は 96.8% の年平均成長率で増加した。イスラーム銀行が保有する総資産は 2003 年 12 月から 2009 年 9 月までの間に 130 億ルピーから約 25 倍も増加し、3230 億ルピーになっている。また、預金額でもイスラーム金融の伸びは著しく、2003 年に 80 億ルピーであったのが 2009 年には 2450 億ルピーへと伸びている。融資額についても、2003～2008 年の間に約 20 倍増加し、100 億ルピーから 1980 億ルピーへと増加している。

このような顕著な躍進をもたらすうえで、イスラーム専門銀行と西洋的銀行のイスラーム金融専門の支店は、双方とも貢献しているが、貢献の度

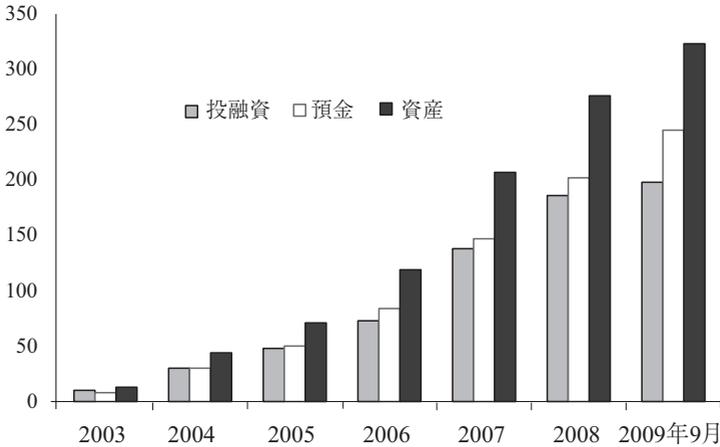
表2 イスラーム銀行と支店数

タイプ	銀行名	支店数		
		2007	2008	2009
イスラーム専門銀行	Al-Baraka Islamic Bank	18	30	30
	Bank Islami Pakistan Limited	36	70	102
	Dubai Islamic Bank Pakistan	17	23	29
	Dawood Islamic Bank	5	15	50
	Emirates Global Islamic Bank	10	40	60
	Meezan Islamic Bank	100	131	201
	小計 1	186	309	472
支店でイスラーム金融を行っている商業銀行	Askari Commercial Bank	14	18	22
	ABN Amro Bank	3	-	-
	Bank Al-Habib	4	4	6
	Bank Al-Falah	32	48	48
	Bank of Khyber	17	16	16
	Habib Metropolitan Bank	4	4	4
	Habib Bank Limited	1	1	1
	MCB Bank Limited	8	11	11
	National Bank of Pakistan	3	4	8
	Soneri Bank Limited	4	6	6
	Standard Chartered Bank	8	8	11
	Royal Bank of Scotland	-	3	3
	Faysal Bank Limited			1
	United Bank Limited	5	5	5
小計 2	103	128	142	
イスラーム銀行の子会社	Askari Bank Limited	-	2	2
	Bank Islami Pakistan	-	32	32
	Dawood Islamic Bank		6	6
	Dubai Islamic Bank Pakistan		2	2
	Emirates Global Islamic Bank	-	-	1
	Meezan Bank Ltd		35	35
小計 3		77	78	
合計 (小計 1 + 2 + 3)	289	514	692	

(出所) 表1に同じ。

合いでは、より充実した支店網に支えられているイスラーム専門銀行の方が上回っている。2008年における金融産業全体の総資産の増加率が8.8%だったのに対して、同年のイスラーム金融産業の資産の増加率は34%だった(SBP [2009: 2])。総資産における場合と同様に、融資額においてもイスラーム専門銀行の伸びは圧倒的に大きい。バンク・アルファラ (Bank Alfalah) やスタンダードチャータード銀行 (SCB) などのようなイスラーム

図1 資産、預金および投融资の伸び



(出所) パキスタン中央銀行と各銀行資料より筆者作成。

ム金融専門の支店を有する西洋的銀行でも、支店数が比較的少ないにもかかわらず、イスラーム金融による融資額は大きく増加している。

表3にみるとおり、融資のうち80%以上は、ムラーバハ (Murabaha : 商品売買契約・マークアップ契約)、遁減ムシャーラカ (Diminishing Musharaka)、遁減イジャラ (Diminishing Ijara) という3つの融資方式によって占められている。このことは、考え方が保守的なためか、あるいは金融商品開発面でのイノベーションが不足しているためかのいずれかの理由で、イスラーム銀行がこれら以外の融資方式を用いることに消極的だということを示している。なお、前述のミーザン・イスラーム銀行は、パキスタンのイスラーム金融産業の融資および投資において圧倒的な地位を占め、最大のシェアを誇っている。

過去5年間にわたってパキスタンのイスラーム金融部門は飛躍的に拡大し、イスラーム銀行は銀行数でも取引量でも躍進した。イスラーム金融の総資産も急増している。政府も2012年までには全銀行部門に占めるイスラーム銀行の資産の割合を12.0%まで引き上げるよう計画している。

表3 イスラーム銀行の融資および投資構成

(単位：%)			
	2006	2007	2008
Murabaha	40.0	39.4	40.6
Ijara	30.0	24.1	20.5
Musharaka	1.0	9.4	1.7
Mudaraba	0.0	0.2	0.2
Diminishing Musharak	16.0	17.7	30.5
Salam	1.0	1.4	1.8
Ististna	1.0	1.0	2.9
Qarz-e-Hasna	0.0	0.0	0.0
Others	11.0	1.6	1.8
IERS	0.0	5.1	0.0
Total	100.0	100.0	100.0

(出所) 表1に同じ。

表4 イスラーム銀行の発展とマーケット・シェア

(単位：10億ルピー)							
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009年9月
総資産	13	44	71	119	207	276	323
銀行総体に占める割合 (%)	0.5	1.5	2	2.8	4	4.9	5.3
預金	8	30	50	84	147	202	245
銀行総体に占める割合 (%)	0.4	1.3	1.8	2.6	3.8	4.8	5.5
融資と投資	10	30	48	73	138	186	198
銀行総体に占める割合 (%)	0.5	1.3	1.7	2.3	3.5	4.3	4.2

(出所) 図1に同じ。

このような拡大は、イスラーム金融の潜在的な可能性が大きいことを示している。筆者が2005～2006年にイスラーム銀行と西洋的銀行の顧客の行動様式を比較調査したところ、比較的年齢が若く学歴も高い自営業者は西洋的銀行よりもイスラーム銀行との取引を好むことが分かった (Hassan [2008])。イスラーム金融の利益率の方が西洋的銀行の利率よりも高いため、イスラーム銀行は多くの新しい顧客を獲得しているのである。そのことに加えて、イスラーム銀行は、有利子の取引を回避したいという気持ちから西洋的銀行の利用を避けてきた多くの敬虔なムスリムも、新たな顧客として獲得している。その結果、以前はそうした顧客が退蔵していた資金

が今やイスラーム銀行に預けられ生産活動のために生かされるようになってきているのである。

パキスタンの人口の97%以上がムスリムであるが、ムスリムは以前は近くにイスラーム銀行がなかったため、長年にわたって西洋の銀行をやむを得なく利用していた。イスラーム金融が発展途上にあることを考えると、このことは、パキスタンにおけるイスラーム銀行の将来性が非常に大きいということを示している。事実、筆者の調査でも、銀行利用者の多くがもしも近くに新しい支店ができれば、取引先の銀行をイスラーム銀行に変える見込みだということが明らかになっている。

2. 規制とシャリーア適格性の枠組み

イスラーム金融に関する規則は、パキスタン憲法、司法制度、金融監督などに関する関連法規によって支えられている。イスラーム金融にかかわるさまざまな案件や懸念事項、たとえば、銀行と顧客の関係、預金の獲得、シャリーア・ボードおよびイスラーム銀行の顧問団に関すること、整理・解散の手続きなどは、イスラーム金融サービス委員会 (IFSB)、イスラーム金融機関会計監査機構 (AAOIFI)、イスラーム開発銀行 (IDB)、国際イスラーム金融市場 (IIFM)、国際イスラーム格付け機関 (IIRA)、中央銀行などの国内および国際的な機関の基準に則って適切に処理されている。

中央銀行は、IFSB、AAOIFI、IIFMの正会員であり、イスラーム金融ビジネスの会計と監査にかかわる規則や基準の開発に際しても大きく貢献してきた。国内におけるイスラーム金融業務はIFSBの基準に従って行われている。

3. イスラーム専門銀行

以上、パキスタンにおけるイスラーム銀行の発展・展開とイスラーム銀行業界全体の状況についてみてきたが、つぎにイスラーム銀行の具体像を

知るためにイスラーム専門銀行 6 行の概要について示す。

- (1) ミーザン・イスラーム銀行 (Meezan Islamic Bank Limited) は、前身であるミーザン投資銀行 (Meezan Investment Bank) が 2002 年にフランスの商業銀行ソシエテジェネラル (Societe Generale) のパキスタン支店を吸収合併し、発展したものである。パキスタン・クウェート投資 (民間) 会社 (Pakistan Kuwait Investment Company (Private) Limited), バーレーンのシャミール銀行 (Shamil Bank), イスラーム開発銀行 (Islamic Development Bank: IDB), ノール金融投資会社 (Noor Financial Investment Company) が主要株主となっている。

同行は 3 人の極めて高名なシャリーア学者からなる独自のシャリーア・ボードをもち、企業金融および投資金融、商業・中小企業金融、消費者金融、財務・金融商品、資産管理などの、広範なイスラーム金融商品・サービスを提供している。同行はまた、アルミーザン投資管理会社 (Al Meezan Investment Management Limited) という名の子会社も有している。

同行は年中無休、1 日 24 時間対応可能な「オンライン」金融サービスを提供しており、設立後 7 年という短い期間にパキスタン全土の 54 都市に 201 の支店を有するまでになった。資本金は 66 億ルピーに達し、資産総額は 1080 億ルピーにのぼる。ミーザン銀行がイスラーム金融産業に占める割合は大きく、イスラーム金融産業の総資産のほぼ 35%、預金額の 38%、融資および投資総額の 35% を占めている。

- (2) パキスタン・アルバラカ・イスラーム銀行 (AlBaraka Islamic Bank of Pakistan) は、イスラーム銀行としての免許を 2004 年に受けた、パキスタンで 2 番目に古いイスラーム銀行である。同行は 1991 ~ 2004 年まではバーレーンのアルバラカ・イスラーム銀行の支店の形で営業していた。同行は国内に 30 の支店をもち、イスラーム金融産業に占めるシェアは、総資産の 11%、総預金額の約 12%、融資および投資総額の約 12% である。同行も内部に独自のシャリーア・ボードを有し、AAOIFI の会計基準に準拠して営業している。

- (3) バンク・イスラミ・パキスタン (Bank Islami Pakistan Limited) は

新設の銀行であるが、パキスタン国内におけるネットワーク拡大の速度は最も速い。2006年に営業を開始したが、現在では同行の支店数は全国の49都市に102店となり、ミーザン銀行に次ぐ第2位の規模に拡大している。全支店の30%以上が農村地域に置かれていることも、この銀行の特徴となっている。同行は、英国、アラブ首長国連邦、パキスタンの実業家によって共同で所有されており、それぞれ18.4%ずつ出資している。2009年3月現在における同行の資本金、総資産および預金額は、それぞれ42億8000万ルピー、290億9400万ルピー、228億6100万ルピーである。イスラーム金融産業への新規参入銀行であるにもかかわらず、バンク・イスラミ・パキスタンがイスラーム金融産業の総資産に占める割合は14%近くにのぼっている。

- (4) パキスタン・ドバイ・イスラーム銀行 (Dubai Islamic Bank of Pakistan) は、1975年に世界最初のイスラーム銀行として設立されたドバイ・イスラーム銀行 (Dubai Islamic Bank) の全額出資子会社である。パキスタン・ドバイ・イスラーム銀行がパキスタンで営業を開始したのは2006年であり、現在、同行は全国の10都市に29の支店を有している。パキスタンのイスラーム金融産業の総資産と預金額に占める同行のシェアは、それぞれ約11%である。
- (5) エミレーツ・グローバル・イスラーム銀行 (Emirates Global Islamic Bank Limited) も外資銀行であり、サウジアラビアの大投資家ラージヒー家とシャルジャのエミレーツ・ファイナンシャル・ホールディングスによる共同所有の形態をとっている。同行の営業開始は2007年で、全国の36都市に60のオンライン支店を有している。同行がパキスタンのイスラーム金融産業の総資産と預金額に占める比率は、いずれも約4%である。
- (6) パキスタン・ダ우드・イスラーム銀行 (Dawood Islamic Bank of Pakistan) はパキスタンで6番目に作られたイスラーム専門銀行で、2007年4月に営業を開始している。同行は、パキスタン国内、シンガポール、湾岸協力会議 (GCC) 諸国に本拠を置く複数の投資グループの共同所有であり、国内の12都市に50の支店を有している (ダウ

ド銀行のウェブサイト参照)。同行は主として商業金融、消費者金融、投資に携わっている。同行の資産は140億ルピーで、イスラーム金融産業の総資産のほぼ3.5%に相当する。

第3節 パキスタンのイスラーム・ノンバンク金融セクター

パキスタン政府は、ノンバンク金融セクター（NBFS）においてもムダーラバ（Modaraba）、イスラーム保険（タカフル：Takaful）、イスラーム投資信託（Islamic Mutual Funds）を通じてイスラーム金融化を実現した。この節では、パキスタンにおけるノンバンク金融セクターの発展を概観することにする。銀行部門の管理・監督の責任は主として中央銀行が担うのに対して、このセクターの管理・監督はパキスタン証券取引委員会（Securities and Exchange Commission of Pakistan: SECP）が担っている。

1. ムダーラバ会社

ムダーラバ⁽⁴⁾会社は、政府による経済のイスラーム化への取り組みのなかで1979年に出現した。ムダーラバ会社を振興することは、1980年にイスラーム・イデオロギー協議会（CII）が経済のイスラーム化の青写真としてとりまとめた報告書に盛り込まれた重要な柱でもあった。ムダーラバ会社の設立によってイスラーム金融・イスラーム投資活動は新しいアプローチが可能になり、パキスタンにおけるイスラーム金融活動の発展へのもうひとつの扉が開かれた。前述のミーザン・イスラーム銀行も、もともとはミーザン・ムダーラバ（Meezan Modaraba）と呼ばれたムダーラバ会社であったように、ムダーラバ会社はイスラーム銀行の発展にも寄与している。

(1) 概念と活動

1980年に制定された「ムダーラバ会社およびムダーラバ発行・規制法（Modaraba Companies and Modaraba Floating and Control Ordinance）」は、ムダー

ラバを次のように定義している。「ある個人が資金をもって、別の個人は努力と技能のいずれか一方、ないしは両方をもって参加するビジネスであって、そのビジネスには、どのような名称で呼ばれているかにかかわらず、契約型投資信託（ユニット・トラスト：Unit Trust）および会社型投資信託（ミューチュアル・ファンド：Mutual Fund）が含まれるものとする。」この法律に加え、ムダーラバ会社に関する詳細な規定とリスク管理のための健全性の確保に関する規則が1981年に制定されている。

ムダーラバとは投資家と企業家の間で締結される契約のことである。投資家は資金を提供し、ムダーラバ会社は、参加する投資家たちの資金を用いて、シャリーア適格な融資や投資を行う。実施した融資や投資が利益を上げた場合には、ムダーラバ会社は、事前に合意した取り決めに従って、事業運営費用と手数料を差し引いた後の利益を、投資家たちと分け合う。逆に損失が生じた場合には、その損失は投資家が負担し、ムダーラバ会社は運営費用や手数料をとることはできない。資金の管理者および仲介者としてのムダーラバ会社は、当該のムダーラバに対して自らが拠出した資金への収益を除くと、自らのとり分として年間の総利潤の10%を超える額を請求することを禁じられている。

(2) 法的枠組み、法律、規則、税金

ムダーラバ会社には、(i) 多目的ムダーラバと、(ii) 特定目的ムダーラバの2種類がある。設立に必要な最少資本金は、多目的ムダーラバの場合は750万ルピー、特定目的ムダーラバの場合は500万ルピーである。いずれの場合も、当該のムダーラバ会社は応募資本の最初の10%を拠出しなければならない。すべてのムダーラバ会社には、当局のムダーラバ登記台帳に登録すること、そしてシャリーア適格性の条件を満たすことが義務づけられている。

ムダーラバ会社が、利潤の90%以上を投資家に分配する場合には、2001年のパキスタン所得税法の規定により、その企業所得に対する所得税は非課税となる。

(3) ムダーラバ会社の発展と現状

1990年から95年にかけてムダーラバ部門は拡大した。ムダーラバ会社の数は52社にのぼり、これらの企業の払込済み資本金は80億ルピー（1億3000万米ドル）であった。80億ルピーという金額は、カラチ証券取引所に上場されている全企業の総払込済み資本金のなかで9.4%を占めるものである。この時期には払込済み資本金の著しい増加がみられる。1985～1995年にかけての時期についてみると、ムダーラバ部門における払込済み資本の年平均成長率は約50%を維持している（Khan [1996: 20]）。

しかし、2000年以降はムダーラバ会社の数は減少していき、ムダーラバ部門における払込済み資本金とムダーラバの資産額の増加は緩やかなものになっていく。2001～2002年の間では、ムダーラバ会社数は46社であったが、そのなかで活動しているのは41社であった。41社の払込済み資本は83億4000万ルピー（約1億4000万米ドル）である。ムダーラバ部門の総資産は185億ルピー（約3億800万米ドル）であった。

その後、企業数はさらに減少していく。そのことは、事業をやめるムダーラバ会社が出るようになり、また、ムダーラバ会社間での合併・買収が起こったためであると考えられる。2010年時点では、41のムダーラバ会社が株式取引市場で登録されているが、実際に活動しているのは27社のみである。それらのムダーラバ会社の総資産は260億ルピー（3億2500万米ドル）と推定される。それはパキスタンのイスラーム銀行部門が保有する資産3230億ルピー（40億3000万米ドル）と比較すると少ないものである。

かつて銀行は消費者金融に営業の重点を置いていた。その時期には、ムダーラバ会社と銀行との競合は、現在ほど厳しいものではなかった。ところが、2002～2003年以後の時期にイスラーム銀行の再生が図られるようになると、多くの投資家は、ムダーラバ会社ではなく、イスラーム銀行を投資に利用するようになった。

一方、ムダーラバ会社にも、株式を上場する必要があるなどいくつかの制約となることや問題があった。ムダーラバ会社は株式を証券市場に上場しなければならず、上場が営業の前提とされていた。これに対し、当初か

ら競争関係にあった既存（在来型）の投資会社は上場の必要がなく、比較的制約が少なく、経験が豊富であったこともあり有利な立場にあった。銀行は広範に業務を展開しており、融資と投資計画を改良することもできたが、ムダーラバ会社にとっては、仕事を拡大し絶え間なくビジネスを改善していくことは困難であった。多くのムダーラバ会社が、パキスタンではすでに飽和状態の事業であるリース業務を行っていることも懸念材料となっている。2002～2006年の間でみると、リース金融に充てられた資金は、ムダーラバ会社の総資産の約50.0%を占めていた。ムダーラバ会社の発展のためには、現在、ムダーラバ会社の総資産に占める割合がわずか15.0%のムシャラカやムラーバ形態の融資を増加させることが課題である。

ムダーラバ会社の資産と収益状況には改善が認められるものの、会社の数は減少しており、また、ムダーラバ部門は期待された成果を上げていない。このため、パキスタン証券取引委員会は、ムダーラバ部門の発展のために、新たに12種類の金融モデル（契約モデル）を考案し、それを宗教委員会に提出している。さらに、証券取引委員会は、IFSBとAAOIFIの会計規則・金融原則とをムダーラバ会社にも適用する対策をとっている。もっとも、証券取引委員会によって導入された対策の効果は会社の業績にはまだ現れていない。

他のイスラーム金融機関と比較して、ムダーラバ会社のビジネス上の経験は比較的長く、適切な制度を30年間近くにわたり運用してきた。しかし今後は、商品と経営能力を改善し刷新すると同時に、資金調達のコスト面でより競争力をつける必要がある。銀行に依存した資金調達では、常に不利な立場に立つことになるため、まだ手つかずの状態であって銀行部門に組み込まれていない他の資金源を確保することが必要である。貯えのある人々のなかには、銀行システムを使うことを良しとせず、シャリーア適格な金融商品を求めている人が多くいる。ムダーラバ会社の自己資本を拡充するために、パキスタン・ムダーラバ協会は、すでに存在するムダーラバに合併と統合化を呼びかけている。イスラーム金融商品に対する需要が伸びていることを考えれば、ムダーラバ部門がさらに成長し拡大する余地はある。新たに導入された12種類の金融モデル（契約モデル）は金融商

品の多様化に寄与するのみならず、多様な手段を動員して、競争を勝ち抜き、他のビジネス機会を引き寄せるための助けとなろう。ムダーラバ部門は、さらに発展し成長することが期待されている。

2. イスラーム投資信託 (Islamic Mutual Funds)

イスラーム投資信託は、ノンバンク金融セクターを構成するもうひとつの主要な柱である。投資信託は、多くの出資者の出資金をプールし、その資金を投資者に代わってイスラームのシャリーア適格性の基準に則って投資する。投資信託がシャリーア適格であるためには、これらのファンドが、定率の投資利回り率を定めるのではなく、実際に得た利潤を出資額に応じて比例配分する方式をとっていることが条件となる。したがって、元金も定率の利回り率も保証されていない。パキスタン国内の投資信託の総数は101であり、そのうちイスラーム投資信託は17である。これは、クローズエンド型とオープンエンド型の2種類の投資信託の合計である。イスラーム投資信託の総資産は2670億ルピーであり、これは、パキスタンにおける投資信託の総資産の7.9%に相当している。

3. パキスタンにおけるタカフル (イスラーム保険) 産業

イスラーム保険 (タカフル) はイスラーム金融市場に比較的新しく登場したものである。タカフル産業を発足させるための取り組みは、2005年までは行われなかった。取り組みの開始が遅れた理由の一端は、イスラーム保険 (タカフル) の妥当性をめぐってイスラーム学者の間で意見が割れていたことにあると思われる。イスラーム学者の見方は、(i) 保険事業を完全に適法、適格だと考えるグループ、(ii) 一部の保険事業は受け入れるが、生命保険にはギャンブルと不確定性、さらに遺産相続の要素が入っているとして、生命保険に難色を示すグループ、(iii) 保険事業をすべからず厳格に拒絶するグループの3派に分けることができる。

2005年になると、政府は2000年保険法を改訂しタカフル事業に道を開

いた。2005年タカフル規則（Takaful Rule 2005）は、相互扶助の概念にもとづいてタカフルのビジネスを規定している。タカフル事業の運営は、保険の掛け金をワクフ（法的に独立したイスラームの寄進財産：Waqf）として積み立て、保険代理人と保険者がそのワクフと直接の結びつきをもつ、ワカーラーワクフ・モデル（Wakala-Waqf Model, 代理人－ワクフ・モデル）に則って行われる。ワクフとして積み立てられた資金は、シャリーア適格なビジネスに投資され、その投資によって稼ぎ出された利潤は再びワクフに積み立てられる。イスラーム保険業を管轄しているのは、パキスタン証券取引委員会である。

パキスタンのイスラーム・ノンバンク金融セクターのなかで、タカフル市場は最も発展が遅れている。パキスタンで最初のタカフル企業が登場したのは2006年であったが、そのことは、そもそも保険の普及率が僅か0.8%と低いことが背景としてある。現在、タカフル企業は4社あるが、そのうち2社は外国企業の子会社あるいは外国企業との合弁企業である。

おわりに

パキスタンはイスラーム金融市場の育成を政策的に進めており、イスラーム金融は確実に拡大し続けてきた。2003年末の時点では、僅かに1行のイスラーム専門銀行と、支店を通じてイスラーム金融業務を行う西洋的銀行が3行あったに過ぎなかった。ところが今では、イスラーム専門銀行6行と西洋的銀行14行が、全国の70都市で692の支店を通じてイスラーム金融業務を行い、資産に関しては全体の5.3%を占めるようになっている。これは、バハレーン、マレーシア、インドネシアといった他のイスラーム諸国と比較しても高い伸びである。

パキスタンの銀行・金融産業では、世界の他の多くの国々の銀行・金融産業と同様に、これまでの2、3年間、主に世界金融危機の影響を受けており、銀行部門の成長率も大幅に落ち込んでいる。一方、イスラーム金融の成長率も2007年の72.6%から2008年の34%へと減速した。このよう

に世界的な金融危機の影響を受けて銀行・金融産業全体の成長にかげりが出ていたなかで、ひとつ評価できる点は、パキスタンではイスラーム金融機関の破産が1件も生じていないことである。また、成長指標がプラスであることも、パキスタンの銀行・金融産業の強さを示している。

パキスタン中央銀行は、イスラーム金融の振興を図り、今後5年間に全金融産業に占めるシェアを12%まで引き上げる計画である（SBP, 2008b: 5-6）。計画では、この成長の達成は、金融商品の範囲の拡大（すなわち、農業金融、消費者金融、商業金融向けの新しいイスラーム金融商品の開発）、地理的な拡大（すなわち、イスラーム金融の支店網の拡大）、技術面の拡充（すなわち、中小企業金融、農業金融、マイクロファイナンス等々の分野で、中央銀行がイスラーム銀行に対して新商品開発のための援助を行うこと）によって実現される予定である。

イスラーム銀行の発展は顕著であるものの、銀行部門では、現在でも西洋の銀行が市場をリードしている。イスラーム銀行の歴史が浅いのに対して、西洋の銀行ははるかに長い歴史と経験をもち、支店網も整備されていることを考えると、今後10年あるいはそれ以上の期間も市場のリーダーであり続けるだろう。イスラーム銀行の支店は主要都市に広がりビジネスや金融の重要拠点のほぼすべてをカバーしている。ところが、パキスタン国民の60%以上が住んでいる地方や都市郊外では、イスラーム金融機関の数が少ないためそこに住んでいる人々は、西洋型の銀行を利用するしか選択肢がないのである。また、イスラーム・ノンバンク金融セクターについては、とりわけイスラーム保険の分野において、他のイスラーム諸国と比べて展開が遅れており、課題となっている。

発展途上国であるパキスタンでは、イスラーム金融機関の育成には社会的な整備が不足し、また、参加型の金融方法とリスク分担型の金融スキームの重要性に関する認識を深めることが遅れており、これらが課題となっている。パキスタンにおいて、こうした現実のなかでは理想的なイスラーム金融機関を育成し、その円滑な発展を支える包括的な環境を整備するためにこれらの課題に取り組むことが不可欠である。

[注]

- (1) パキスタン憲法（1956年版：第1条と第29条（f）項と1973年版：第38条）は、イスラーム教がパキスタンの国教であることを謳い、さらに政府に対して、ムスリムがイスラームの教義に沿って自らの生活を秩序づけるのを可能にするための措置と利子（リバー：Riba）を撤廃するための措置を可及的速やかに講じることが義務づけている。
- (2) PTC（Participation Term Certificate）は特定資産の持ち分証書で、譲渡可能な金融商品であり、後のスクークと同様なものである。
- (3) 7つの法律とは、(i) 金融会社法（1962年）、(ii) 会社法（1984年）、(iii) 協同組合向け連邦銀行設立および協同組合金融規則に関する法（1979年）、(iv) 登録法（1908年）、(v) パートナiership法（1932年）、(vi) 富裕税法（1963年）、(vii) 所得税法（1979年）である。
- (4) 発音上はモダラバであるが、本稿ではイスラーム金融用語でもあるムダラバで統一した。

[参考文献]

<外国語文献>

Ahmad Khurshid [1994] *Elimination of the Riba from the Economy*, Islamabad: Institute of Policy Studies.

Ahmed Ziauddin [1987] "Interest Free Banking," *Journal of Islamic Banking and Finance*, Vol. 4, No. 1, pp. 9-18.

Ayub Muhammad [2002] *Islamic Banking and Finance: Theory and Practices*, State Bank of Pakistan.

Charles H. Kennedy [2004] "Pakistan's Superior Courts and the Prohibition of Riba," in Robert M. Hathaway and Wilson Lee eds., *Islamization and the Pakistani Economy*, Washington, D.C.: Woodrow Wilson International Center for Scholars, 2004, pp. 101-118.

Constitution of Islamic Republic of Pakistan [1956, 1962 and 1973] Produced by Ministry of Law, Government of Pakistan.

Council of Islamic Ideology (CII) [1980, 1983, 1991, and 2001] *Elimination of Interest from the Economy*, also see in Ziauddin Ahmed, Munawar Iqbal and M. Fahim Khan eds., *Money and Banking in Islam*, Institute of Policy Studies, pp. 103-200.

Khan Mohsin S., and Abbas Mirakhor [1989] "Islamic Banking: Experiences in the Islamic Republic of Iran and Pakistan," IMF Working Paper, No. WP/89/12.

Khan Tariquillah [1996] *Practices and Performance of Modaraba Companies: A Case Study*

of Pakistan, Jeddah: Islamic Research and Training Institute, Islamic Development Bank.

Mehboob ul Hassan [2008] "The Islamization of the Economy and the Development of Islamic banking in Pakistan," *Journal of Islamic Banking & Finance*, Vol. 25, No. 3 Jul-Sep., pp.16-40.

Security and Exchange Commission of Pakistan [various issues] "Annual and Periodical Reports on Modaraba Sector" (from 2002 to 2009).

State Bank of Pakistan (SBP) [2004] *History of State Bank of Pakistan (1988-2003)*, Karachi: SBP Printing Press.

——— [various issues] *Islamic Banking Bulletin* (quarterly from 2006 to 2009).

——— [2008a] *Pakistan's Islamic Banking Sector Review (2003 to2007)*.

——— [2008b] *Strategic Plan for Islamic Banking Industry of Pakistan*, Islamic Banking Department.

——— [2008c] *Financial Stability Review 2007-08*.

Zaidi Nawazish Ali [1987] *Elimination of Interest from the Banks in Pakistan*, Karachi: Royal Book Company.